

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」の  
「ケンケン内股」の解釈について

平成22年11月1日  
財団法人 全日本柔道連盟  
審判委員会

1、加えるもの

第27条（禁止事項と罰則）

指導（軽微な違反）

1. 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。

ただし、技を施すため、瞬時的（1，2秒程度）に握るのは認められる。

（注）中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。

第27条（附則）

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係

①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじ）の範囲にある襟の部分  
をいう。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも反則とす  
る。

②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。

「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等をかける場合は、[瞬時的（1，2秒程度）]の  
規定にかかわらず、特例として認める。

「通称ケンケン内股をかける場合」の解釈

内股に限らずケンケンで入る技（たとえば大内刈・小内刈・大外刈等）が対象となる。

従来はケンケン内股のみ認められ、連絡技（たとえば大内刈）に変化した時点で「待て」となっていたが、  
連絡技による変化も技が途切れるまで認めることとする。

（例）内股→大内刈、大内刈→内股、大内刈→小内刈